

京田辺市職員の懲戒処分等の指針

(改訂版)

令和2年7月

京田辺市総務部職員課

本市では、職員の不祥事に関し、国の懲戒処分の標準例により、懲戒処分を行ってまいりましたが、このたび京田辺市職員倫理条例の制定と併せて市の懲戒処分の指針を策定することといたしました。

懲戒処分の概要（標準例）は、一般サービス関係、公金・公用物等取扱い関係、公務外非行関係、飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係、収賄・贈賄・供応関係、監督責任関係に整理しています。

また、懲戒処分以外の措置についても併せて制定しています。

京田辺市職員の懲戒処分等の指針

第1 指針の目的

本指針は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第29条第1項に基づき、懲戒処分に関する透明性を確保し、非違行為に対して厳正かつ公平に対処するとともに、標準的な懲戒処分の基準を設け、また未然・再発防止を考慮した懲戒処分以外の措置を定めることにより、不祥事の発生防止に資することを目的とする。

地方公務員法 (懲戒) 第29条 職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。 (1) この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合 (2) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (3) 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 2～4 (略)
--

第2 基本事項

具体的な量定の決定にあたっては、

- ① 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか
- ② 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ③ 非違行為を行った職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- ④ 他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- ⑤ 過去に非違行為を行っているか
- ⑥ 司法の判断はどのようなものであったか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮のうえ判断するものとする。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げる量定以外とすることもあり得るところである。例えば、標準例に掲げる処分の量定より重いものとする考えられる場合として、

- ① 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき

② 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき

③ 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき

④ 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき

⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の量定より軽いものとすることが考えられる場合として、

① 職員が自らの非違行為が発覚する前に自主的に申し出たとき

② 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき

がある。

なお、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、これらについては標準例に掲げる取扱いを参考としつつ判断する。

第3 標準例

1 一般服務關係

非違行為の種類・内容・事由		免職	停職	減給	戒告
(1)欠勤	ア 正当な理由なく10日以内の間勤務を欠いた場合			●	●
	イ 正当な理由なく11日以上20日以内の間勤務を欠いた場合		●	●	
	ウ 正当な理由なく21日以上の間勤務を欠いた場合	●	●		
(2)遅刻・早退	正当な理由なく勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合				●
(3)休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇などについて虚偽の申請をした場合			●	●
(4)勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱し、又は私的な行為を行うなどして職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●
(5)職場内秩序を乱す行為	ア 上司その他の職員に対して暴行し、職場の秩序を乱した場合		●	●	
	イ 上司その他の職員に対する暴言、又は職場における器物破損等により、職場の秩序を乱した場合			●	●
(6)虚偽報告	職務に関し、事実をねつ造して虚偽の報告を行い、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●
(7)違法な職員団体行動	ア 地方公務員法第37条第1項前段の規定に違反して、同盟罷業、怠業その他の争議行為をなし、本市の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合			●	●
	イ 地方公務員法第37条第1項後段の規定に違反して、同項前段に規定する違法な行為を企て、又はその遂行を共謀し、そのおかし、若しくはあおった場合	●	●		
(8)秘密漏えい	ア 職務上知り得た秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	●	●		
	① 自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合	●			
	イ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合		●	●	●
(9)政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合				●
(10)兼業の承認等を得る手続きの怠	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続き又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続きを怠り、これらの兼業を行った場合			●	●

(11) 入札談合等に関する行為	市が入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆すこと。事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘密を教示すること又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	●	●		
(12) 個人の秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で、個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合			●	●
(13) 公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	●	●		
	イ 決裁文書を改ざんした場合	●	●		
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合		●	●	●
(14) セクシュアル・ハラスメント (他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動)	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	●	●		
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動(以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。)を繰り返した場合		●	●	
	① わいせつな言辞等の性的な言動を執拗に繰り返したことにより、相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合	●	●		
ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合			●	●	
(15) パワー・ハラスメント (京田辺市職員のハラスメントの防止等に関する規則第2条に規定するパワー・ハラスメントをいう。以下同じ。)	ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合		●	●	●
	イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合		●	●	
	ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	●	●	●	
(16) 服務違反	地方公務員法、京田辺市職員服務規程又は服務通達等に違反する行為を行った場合	●	●	●	●

(注) 処分を行うに際しては、具体的な行為の態様、悪質性等も情状として考慮の上判断するものとする。

2 公金・公用物等取扱い関係

非違行為の種類・内容・事由		免職	停職	減給	戒告
(1)横領・窃取・詐取	公金又は公用物を横領、窃取又は詐取した場合	●			
(2)紛失	公金又は公用物を紛失した場合				●
(3)盗難	重大な過失により公金又は公用物の盗難に遭った場合				●
(4)公用物損壊	故意又は重大な過失により、職場において公用物を損壊した場合			●	●
(5)失火	過失により職場において公用物の出火を引き起こした場合				●
(6)諸給与の違法支払・不適正受給	故意に法令に違反して諸給与を不正に支給した場合や故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した場合			●	●
(7)公金公用物処理不適正	自己が保管する公金の流用等公金又は公用物の不適正な処理をした場合			●	●
(8)コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合			●	●

3 公務外非行関係

非違行為の種類・内容・事由		免職	停職	減給	戒告
(1)放火・殺人	放火及び人を殺した場合	●			
(2)傷害・暴行	ア 人の身体を傷害した場合		●	●	
	イ 人を傷害するに至らなかった場合			●	●
(3)器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合			●	●
(4)横領	ア 自己の占有する他人の物を横領した場合	●	●		
	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物を横領した場合			●	●
(5)窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	●	●		
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	●			
(6)詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	●	●		
(7)賭博	ア 賭博をした場合			●	●
	イ 常習として賭博をした場合		●		
(8)麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合	●			
(9)酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合			●	●
(10)淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行した場合	●	●		

(11)痴漢行為	公共の場所又は乗物において、痴漢行為をした場合		●	●	
(12)盗撮行為	公共の場所若しくは乗物において他人の通常衣服で隠されている下着若しくは身体の盗撮行為をし、又は通常衣服の全部若しくは一部を着けない状態となる場所における他人の姿態の盗撮行為をした場合		●	●	

4 飲酒運転・交通事故・交通法規違反関係

非違行為の種類・内容・事由		免職	停職	減給	戒告	懲戒処分以外の措置
(1)飲酒運転	ア 酒酔い運転をした場合	●	●			
	イ 酒気帯び運転をした場合	●	●	●		
	① この場合において、人を死亡させ、又は人に傷害を負わせた場合	●	●			
	② ①の場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をした場合	●				
ウ 飲酒運転をした職員に対し、車両若しくは酒類を提供し、若しくは飲酒をすすめた職員又は職員の飲酒を知らずながら当該職員が運転する車両に同乗した場合 (飲酒運転をした職員に対する処分量定、当該飲酒運転への関与の程度等を考慮)	●	●	●	●		
(2)公務中の交通事故等	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	●	●	●		
	① この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をし、又は事故報告を怠った場合	●	●			
	イ 人に傷害を負わせた場合			●	●	●
	① この場合において、事故後の救護を怠る等の措置義務違反をし、又は事故報告を怠った場合		●	●		
	ウ 過失により他人の物を損壊した場合			●	●	●
① この場合において、事故後の危険防止を怠る等の措置義務違反をし、又は事故報告を怠った場合		●	●			
エ 著しい速度超過等、悪質な交通法規違反をした場合		●	●	●	●	
(3)飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うも)	ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた場合	●	●	●		
	① この場合において、措置義務違反をした場合	●	●			

の)	イ 人に傷害を負わせた場合			●	●	●
	① この場合において、措置義務違反をした場合		●	●		
(4) 飲酒運転以外の交通法規違反	ア 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした場合		●	●	●	●
	① この場合において、物の損壊に係る交通事故を起こして措置義務違反をした場合		●	●		

(注) 処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮の上判断するものとする。

5 収賄・贈賄・供応関係

非違行為の種類・内容・事由		免職	停職	減給	戒告
(1) 収賄	職務に関し、利害関係者から賄賂を收受し、又はその要求や約束をした場合	●			
(2) 贈賄	公務員に対し、賄賂を供与した場合	●	●	●	
(3) 倫理保持義務違反	京田辺市職員倫理条例及び同規則において課せられている義務に違反した場合	●	●	●	●
	ア 贈与等の報告				●
	① 贈与等報告書を提出しない場合				●
	② 虚偽の事項を記載した贈与等報告書を提出した場合			●	●
	イ 利害関係者との間の禁止行為				
	① 金銭又は物品の贈与を受けた場合(⑫に掲げるものを除く)	●	●	●	●
	② 不動産の贈与を受けた場合	●	●		
	③ 金銭の貸付を受けた場合(業として行われる金銭の貸付を除く)			●	●
	④ 無償で物品の貸付を受けた場合(⑫に掲げるものを除く)			●	●
	⑤ 無償で不動産の貸付を受けた場合(⑫に掲げるものを除く)		●	●	
	⑥ 無償で役務の提供を受けた場合(⑫に掲げるものを除く)	●	●	●	●
⑦ 未公開株式を譲り受けた場合		●	●		
⑧ 供応接待等を受けた場合		●	●	●	
⑨ 会食をした場合			●	●	
⑩ 遊技をした場合			●	●	
⑪ 旅行(出張を除く)した場合			●	●	

	⑫ 職員にではなく、第三者に対し①から⑪までに掲げる行為をさせた場合	●	●	●	●
	⑬ 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者にそのものの負担として支払わせた場合	●	●	●	●
ウ 利害関係者以外の者との間における禁止行為	① 利害関係者に該当しない事業者等から供給接待を繰り返し受ける等社会通念上の社交の程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けた場合			●	●
	② 自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは借受又は役務の受領の対価を、それらの行為が行われた場に居合わせなかった利害関係者に該当しない事業者等にそのものの負担として支払わせた場合			●	●
エ 承認を得ずに事業者等からの依頼に応じて報酬を受けて講演等を行う場合				●	●
オ 官公庁等の職員との接触に当たって、市民の疑惑や不信を招く行為をした場合				●	●

6 監督責任関係

非違行為の種類・内容・事由		免職	停職	減給	戒告
(1) 指導監督不適正	部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた場合			●	●
(2) 非行の隠ぺい、黙認	部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した場合		●	●	

第4 懲戒処分の公表

(1) 公表対象

次のいずれかに該当する懲戒処分は、公表するものとする。

①職務遂行上の行為又はこれに関連する行為に係る懲戒処分

②職務に関連しない行為に係る懲戒処分のうち、免職又は停職である懲戒処分

(2) 公表内容

事案の概要、処分量定及び処分年月日並びに所属、役職段階等の被処分者の属性に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。

なお、懲戒免職の場合、収賄、横領等の社会的影響が大きな事件で、既に氏名等が公表されている場合等は、所属課等、補職名、職種名、氏名等についても公表する。

(3) 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等(1)及び(2)によることが適当でないと認められる場合は、(1)及び(2)にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

(4) 公表時期

懲戒処分を行った後、速やかに公表するものとする。ただし、軽微な事案については、一定期間ごと一括して公表することも差し支えないものとする。

(5) 公表方法

報道機関等への資料の提供その他適宜の方法によるものとする。

第5 懲戒処分以外の措置

懲戒処分に至らない程度の案件に対し、反省を促し、職員の資質の向上と業務の遂行の改善に資するため、その措置について定める。

(1) 訓戒

文書により戒めかつ反省を促し、再発防止を考慮した矯正的な措置であり、厳重に指導するもの。実施者は副市長とし、所属長立会のもとで実施する。

(2) 厳重注意

文書による未然・再発防止を考慮した注意喚起の措置であり、厳重に注意するもの。実施者は人事担当部長とし、所属長立会のもとで実施する。

(3) 文書注意

文書による未然・再発防止を考慮した注意喚起の措置であり、その責任を確認させ、注意するもの。実施者は所属部長等とし、所属長立会のもとで実施する。

第6 施行期日

この指針は、平成19年4月1日から施行する。

改正 平成20年1月1日
改正 平成20年4月15日
改正 平成25年9月10日
改正 平成27年5月14日
改正 平成28年1月28日
改正 平成29年1月1日
改正 平成30年12月3日
改正 令和2年7月20日